

東北運輸局報

東北運輸局マスコット
"とうほくろっ犬"

第1401号

令和5年9月1日

<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/>

目次

公示	一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)の事業廃止届出	1	行政処分	旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	7
	一般乗合旅客自動車運送事業における路線の廃止	3		貨物自動車運送事業者に対する行政処分等	8
	一般乗合旅客自動車運送事業における路線の廃止	4	運輸局情報	自動車保有車両数	10
	一般乗合旅客自動車運送事業における路線の廃止	5			

公 示

令和5年8月28日

東北運輸局自動車交通部

事業廃止に係る意見聴取の結果について

道路運送法第38条の2に基づき、磐梯東都バス株式会社から令和5年3月29日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)の事業廃止届出に係る関係地方自治体に対する意見の聴取を行った結果は次のとおりです。

- 届出の件名及び番号
一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)の事業廃止届出
公示番号: 公示第7号
事案番号: 5旅一第1001号
- 意見の聴取の日時及び場所
令和5年6月7日(水) 13時30分～
東北運輸局 2F 専用会議室
- 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者氏名又は名称及び住所
 - ①福島県知事 内堀 雅雄
福島県杉妻町2番16号
 - ②猪苗代町長 前後 公
福島県耶麻郡猪苗代町字城南100番地
 - ③北塩原村長 遠藤 和夫
福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地

4. 陳述の要旨

①福島県

今回、事業廃止の届出があった対象路線について、福島県としては、沿線市町村である猪苗代町及び北塩原村の意見を十分尊重されたい。

事業廃止に当たって、対象路線を運行する磐梯東都バス株式会社には、地域住民の利便性が損なわれないことがないよう、後任の運送事業者と十分調整願いたい。

なお、廃止予定日は予定を早めることのないようにされたい。

②猪苗代町

当該路線は、町内児童・生徒の通学をはじめ、地域住民や観光客にも利用されている重要な路線である。そのため、路線を廃止する場合は以下の対応を求めます。

- (1) 路線定期運行に空白期間が生じないよう新しい事業者を引き継ぐこと。
- (2) 現行路線の全てについて同一の内容にて引き続き運行すること。
- (3) 廃止予定日の繰り上げは準備期間が必要なため認められない。
- (4) 上記対応が困難である場合は、これらの見通しが立つまで現在の事業者が引き続き運行すること。

③北塩原村

当該路線は当村と猪苗代町を繋ぐ唯一の路線であり、廃止に伴って通院・通学等に利用している沿線住民やJRを利用する観光客等の利便性低下は避けられない。地域公共交通機関として社会的責任に鑑み、現行路線網の維持に係る代替措置の確保について、特段の配慮をいただきたい。

なお、代替手段の調整に時間を要するため、廃止予定日の繰り上げには同意できない。

令和5年8月29日

東北運輸局自動車交通部

乗合バスの路線廃止に係る意見聴取の結果について

道路運送法第15条の2に基づき、岩手県交通株式会社から令和5年3月30日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（路線の廃止）変更届出に係る関係地方自治体に対する意見の聴取を行った結果は次のとおりです。

1. 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業における路線の廃止
公示番号：公示第14号
事案番号：5旅一第1002号

2. 意見の聴取の日時及び場所

令和5年6月20日（火） 10時00分～
東北運輸局 2F 専用会議室

3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者氏名又は名称及び住所

①ふるさと振興部交通政策室 地域交通課長 山田 智幸
岩手県盛岡市内丸10-1

②陸前高田市市民協働部長兼まちづくり推進課長 山田 壮史
岩手県陸前高田市高田町字下和野100

③住田町副町長 小向 正悟
町民生活課 課長 鈴木 絹子
町民生活課 主事 吉田 康平
岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地1

4. 陳述の要旨

①岩手県知事…

今回、廃止届が出された陸前高田住田線は、陸前高田市と住田町を結び、高校生の通学や、通院等に利用されている路線であることから、路線の廃止は利用者に大きな影響を及ぼすものとする。

地域住民の生活の足の維持・確保に向けた具体的な方針を検討しているところであり、相当の時間を要すると思われることから、廃止予定での廃止を行うべきではないとする。

②陸前高田市長…

今回廃止申出のあった「陸前高田住田線」は、路線維持のための方策として、減便等や住田町と共同での代替バスの運行を行ってきたところであるが、路線廃止となると高校生の通学手段がなくなるなど影響があまりにも大きく、今後の対策について事業者を含む関係者間で検討するための時間を確保するため、一旦廃止を見送っていただきたい。

③住田町長…

本町にとって「陸前高田住田線」は、陸前高田市への通院、通学に欠かせない代替交通のないバス路線で、通学費補助金の支給などによりバス利用促進を図り維持に努めてきており、また、路線維持のための減便等にも協力、同意を行ってきたところである。今後、事業者含む関係者で路線の継続策等について協議していくことになったため、一旦廃止を見送っていただきたい。

令和5年8月29日

東北運輸局自動車交通部

乗合バスの路線廃止に係る意見聴取の結果について

道路運送法第15条の2に基づき、岩手県交通株式会社から令和5年3月30日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（路線の廃止）変更届出に係る関係地方自治体に対する意見の聴取を行った結果は次のとおりです。

1. 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業における路線の廃止

公示番号：公示第15号

事案番号：5旅一第1003号

2. 意見の聴取の日時及び場所

令和5年6月20日（火） 14時00分～

東北運輸局 2F 専用会議室

3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者氏名又は名称及び住所

①ふるさと振興部交通政策室 地域交通課長 山田 智幸

岩手県盛岡市内丸10-1

②一関市まちづくり推進部まちづくり推進課長 後藤 治

一関市竹山町7番2号

4. 陳述の要旨

①岩手県知事…

今回、廃止届が出された猯鼻溪線は、一関市内の地域間を結び、通院や買い物などに利用される路線であることから、路線の廃止は利用者に大きな影響を及ぼすものと考えます。

地域住民の生活の足の維持・確保に向け、沿線自治体では廃止予定日の翌日（10月1日）より、代替交通の運行について調整を進めていることから、廃止予定日の繰り上げはできません。

②一関市長…

当市としては、バス事業者を取り巻く厳しい経営状況（財政状況、運転手不足等）や、経営改善の取組、バス利用の実態については理解するものの、当該路線は、市内の地域間を結ぶ幹線交通の役割を担っており、路線の廃止により、沿線住民の利便性が低下し、利用者に大きな影響を与えるものと考えます。

そのため、一関市内の地域間の移動を支えるネットワークの一部である当該路線について、廃止後の代替運行の検討、代替運行する場合の車両の準備等の調整を進めてきた。

今後市では、運行に空白期間がないよう引き続き路線を維持するため、路線廃止後の代替交通運行開始予定日を廃止予定日の翌日（10月1日）とし調整を進めていることから、廃止予定日の繰り上げはできません。

公示第74号

公 示

道路運送法第15条の2に基づき、岩手県交通株式会社から令和5年3月30日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（路線の廃止）変更届出について、廃止予定日の繰り下げ届出があったため、次のとおり公示する。

令和5年9月1日

東北運輸局長 石谷 俊史

1. 事案番号及び事案の種類

事案番号：5旅一第1004号

事案の種類：一般乗合旅客自動車運送事業における路線の廃止

2. 申請者

岩手県交通株式会社

代表取締役会長 本田 一彦

3. 路線

起点 岩手県陸前高田市米崎町川崎226先
終点 岩手県陸前高田市高田町山苗代48先
(2.6km)

起点 岩手県陸前高田市米崎町川崎206先
終点 岩手県陸前高田市米崎町沼田先
(0.9km)

起点 岩手県陸前高田市高田町下宿6-2先
終点 岩手県陸前高田市高田町長砂204-1先
(3.6km)

起点 岩手県陸前高田市高田町太田1先
終点 岩手県陸前高田市高田町太田56先
(0.1km)

起点 岩手県陸前高田市高田町裏田103-3先
終点 岩手県陸前高田市高田町並杉302-2先
(0.6km)

起点 岩手県陸前高田市高田町東和野1先
終点 岩手県陸前高田市高田町館の沖1-4先
(1.5km)

起点 岩手県陸前高田市高田町下和野64先
終点 岩手県陸前高田市高田町裏田26-7先
(0.6km)

起点 岩手県陸前高田市高田町森の前110-1先
終点 岩手県気仙郡住田町世田米大崎29-1先
(16.9km)

起点 岩手県陸前高田市高田町栃ヶ沢206-1先
終点 岩手県陸前高田市高田町鳴石42-5先
(0.2km)

起点 岩手県気仙郡住田町世田米大崎25-9先
終点 岩手県気仙郡住田町世田米大崎22-1先
(0.05km)

4. 廃止予定日

令和6年3月31日の運行終了をもって廃止

5. 休止又は廃止の理由

「陸前高田住田線」は現在平日のみ運行しており、ご利用が極めて少ないうえ、欠損額が多く、ほとんどが当社の持ち出しとなっているのが現状です。

また、当社大船渡営業所の乗務員が不足してしていることから、令和5年3月30日付「4岩交乗運第322号」にて令和5年9月30日の運行を以て系統ならびに路線の廃止について届出をしておりました。

しかし、沿線市町と協議の結果、令和5年10月1日からの半年間に限り、運行を継続することとなりましたので、路線の廃止予定日を変更（繰り下げ）したく届出致します。

行政処分

◆旅客自動車運送事業者に対する行政処分等

自動車交通部自動車監査官

県別	業種	事業者		処 分 理 由	処 分 内 容				
		氏名又は名称 代表者名	主たる事務所 対象営業所		処 分 年月日	処分の 種 類	停 止 車両数	停 止 日車数	違 反 点 数
福島	乗用	多田野タクシー 株式会社 (法人番号4380001005774) 代表者伊藤浩之	福島県郡山市 本社営業所	(1) 運行管理者選任なし (2) 疾病・疲労等のおそれのある乗務 (3) 点呼の実施義務違反 (4) 点呼の記録義務違反 (5) 乗務員等台帳の作成義務違反【5名以下作成なし】 (6) 乗務員等台帳の作成義務違反【記載事項等の不備】 (7) 運転者に対する指導監督義務違反 (8) 初任運転者及び高齢運転者に対する指導義務違反 (9) 初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反 (10) 整備管理者の選任(解任)の未届出違反	R5.7.19	事業停止	7	210	38
					輸送施設の使用停止及び文書警告	1	80		
山形	乗合	山交バス 株式会社 (法人番号4390001002259) 代表者高橋智	山形県山形市 山形営業所	(1) 運転者に対する指導監督義務違反	R5.7.6	輸送施設の使用停止	4	10	1
宮城	貸切	2525タクシー株式会社 (法人番号5370001013736) 代表者小高明	宮城県仙台市 宮城野区 本社営業所	(1) 運賃料金変更事前届出違反 (2) 運送引受書の記録義務違反 (3) 運行指示書の作成等義務違反 (4) 運転者に対する指導監督義務違反	R5.7.19	輸送施設の使用停止及び文書警告	17	60	6
宮城	貸切	有限会社 矢吹タクシー (法人番号93800002018597) 代表者舘秀幸	福島県 西白河郡矢吹町 宮城営業所	(1) 運賃料金割り戻し違反	R5.7.31	輸送施設の使用停止	11	60	6

◆貨物自動車運送事業者に対する行政処分等

自動車交通部自動車監査官

県別	業種	事業者		処 分 理 由	処 分 内 容				
		氏名又は名称 代表者名	主たる事務所 対象営業所		処 分 年月日	処分の 種 類	停 止 車両数	停 止 日車数	違 反 点 数
福島	一般	株式会社 ヤナイ (法人番号5380002018766) 代表者矢内茂	福島県須賀川市 本社営業所	(1)乗務時間等の基準の遵守違反 (2)疾病・疲労のおそれのある乗務 (3)点呼の実施義務違反 (4)点呼の記録義務違反 (5)運転者台帳の作成義務違反【5名以下作成なし】 (6)運転者台帳の作成義務違反【記載事項等の不備】 (7)運転者に対する指導監督義務違反 (8)運転者に対する指導監督記録義務違反 (9)初任運転者に対する運転適性診断受診義務違反	R5.7.5	輸送施設の使用停止及び文書警告	2	30	3
岩手	一般	株式会社 奥州物流 (法人番号1400602000100) 代表者伊藤努	岩手県奥州市 盛岡営業所	(1)乗務時間等の基準の遵守違反 (2)運転者に対する指導監督義務違反	R5.7.5	輸送施設の使用停止及び文書警告	2	20	2
山形	一般	宮内建運 株式会社 (法人番号3390001010691) 代表者安部哲哉	山形県南陽市 本社営業所	(1)乗務時間等の基準の遵守違反 (2)点呼の記録義務違反 (3)運行指示書の作成義務違反 (4)運転者に対する指導監督義務違反	R5.7.6	輸送施設の使用停止及び文書警告	1	10	1
青森	一般	株式会社八洲陸運 (法人番号9420001002168) 代表者塩竈一也	青森県青森市 八戸営業所	(1)乗務時間等の基準の遵守違反 (2)定期点検整備等の未実施【未実施2回】 (3)定期点検整備等の未実施【未実施3回以上】 (4)運転者等台帳の作成義務違反 (5)運転者に対する指導監督義務違反	R5.7.19	輸送施設の使用停止及び文書警告	12	160	16

秋田	一般	株式会社 丸伸運送 (法人番号7410001007260) 代表者工藤伸一	秋田県能代市 本社営業所	(1)乗務時間等の基準の遵守違反 (2)点呼の実施義務違反 (3)点呼の記録義務違反 (4)乗務等の記録義務違反 (5)運行指示書の作成義務違反 (6)運転者台帳の作成義務違反 (7)運転者に対する指導監督義務違反 (8)運転者に対する指導監督記録義務違反 (9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反	R5.7.19	輸送施設の使用停止及び文書警告	3	40	4
秋田	一般	有限会社 児玉商事 (法人番号7410002010965) 代表者児玉学	秋田県能代市 本社営業所	(1)乗務時間等の基準の遵守違反【未遵守計6件以上15件以下】 (2)乗務時間等の基準の遵守違反【乗務時間等告示なお書きの遵守違反】 (3)点呼の実施義務違反 (4)点呼の記録義務違反 (5)運転者に対する指導監督義務違反 (6)運転者に対する指導監督記録義務違反	R5.7.19	輸送施設の使用停止及び文書警告	2	30	3

運輸局情報

◆自動車保有車両数(令和5年5月末)

自動車技術安全部管理課

用途	車種	業態	青森			岩手	宮城	秋田	山形			福島			管内計	
			青森	八戸	計				山形	庄内	計	福島	いわき	計		
貨物	普通車	自家用	14,453	10,613	25,066	25,611	36,495	14,448	12,960	4,352	17,312	27,138	9,637	36,775	155,707	
		事業用	4,824	3,757	8,581	9,947	19,741	6,163	5,048	1,809	6,857	13,724	4,264	17,988	69,277	
		計	19,277	14,370	33,647	35,558	56,236	20,611	18,008	6,161	24,169	40,862	13,901	54,763	224,984	
	小型車	四輪	自家用	26,801	18,597	45,398	43,702	74,885	28,667	26,769	9,064	35,833	53,665	17,823	71,488	299,973
			事業用	421	268	689	528	1,099	342	315	132	447	677	181	858	3,963
			計	27,222	18,865	46,087	44,230	75,984	29,009	27,084	9,196	36,280	54,342	18,004	72,346	303,936
	三輪	自家用	5	2	7	7	13	4	7	0	7	11	2	13	51	
		事業用	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
		計	5	2	7	7	14	4	7	0	7	11	2	13	52	
	被けん引車	自家用	110	77	187	274	320	98	98	33	131	239	109	348	1,358	
事業用		324	611	935	782	3,129	482	179	266	445	1,070	880	1,950	7,723		
計		434	688	1,122	1,056	3,449	580	277	299	576	1,309	989	2,298	9,081		
軽自動車	四輪	自家用	83,375	50,900	134,275	142,481	157,082	119,889	91,868	32,447	124,315	151,381	45,408	196,789	874,831	
		事業用	3	0	3	11	12	6	7	2	9	6	2	8	49	
		計	83,378	50,900	134,278	142,492	157,094	119,895	91,875	32,449	124,317	151,387	45,410	196,797	874,880	
貨物計		130,316	84,825	215,141	223,343	292,777	170,099	137,251	48,105	185,356	247,911	78,306	326,217	1,412,933		
乗合	普通車	自家用	202	141	343	374	350	228	151	130	281	219	119	338	1,914	
		事業用	696	587	1,283	980	1,873	644	343	109	452	1,084	428	1,512	6,744	
		計	898	728	1,626	1,354	2,223	872	494	239	733	1,303	547	1,850	8,658	
	小型車	自家用	934	626	1,560	1,458	1,568	1,020	1,074	277	1,351	1,530	583	2,113	9,070	
		事業用	229	96	325	313	742	156	143	57	200	438	150	588	2,324	
乗合計		2,061	1,450	3,511	3,125	4,533	2,048	1,711	573	2,284	3,271	1,280	4,551	20,052		
乗用	普通車	自家用	109,877	79,609	189,486	204,659	411,512	154,553	144,838	42,658	187,496	288,760	95,596	384,356	1,532,062	
		事業用	421	202	623	781	923	396	271	72	343	453	109	562	3,628	
		計	110,298	79,811	190,109	205,440	412,435	154,949	145,109	42,730	187,839	289,213	95,705	384,918	1,535,690	
	小型車	自家用	120,216	89,495	209,711	215,979	412,642	177,903	162,082	51,582	213,664	278,980	88,183	367,163	1,597,062	
		事業用	1,019	582	1,601	1,242	3,136	701	726	193	919	1,379	373	1,752	9,351	
乗用計		121,235	90,077	211,312	217,221	415,778	178,604	162,808	51,775	214,583	280,359	88,556	368,915	1,606,413		
特殊	普通車	自家用	8,105	5,160	13,265	12,976	18,427	8,798	6,557	2,349	8,906	13,959	4,767	18,726	81,098	
		事業用	3,131	2,069	5,200	3,753	6,955	1,830	1,469	754	2,223	3,336	1,183	4,519	24,480	
		計	11,236	7,229	18,465	16,729	25,382	10,628	8,026	3,103	11,129	17,295	5,950	23,245	105,578	
	小型車	自家用	866	515	1,381	1,929	2,714	1,384	1,211	479	1,690	2,538	901	3,439	12,537	
		事業用	85	42	127	99	212	98	77	27	104	99	23	122	762	
計		951	557	1,508	2,028	2,926	1,482	1,288	506	1,794	2,637	924	3,561	13,299		
軽自動車		1,539	848	2,387	1,975	3,608	1,956	1,595	709	2,304	2,769	675	3,444	15,674		
特殊計		13,726	8,634	22,360	20,732	31,916	14,066	10,909	4,318	15,227	22,701	7,549	30,250	134,551		
二輪車	大型特殊		6,891	3,127	10,018	5,933	3,955	9,694	6,722	2,004	8,726	4,975	1,124	6,099	44,425	
	小型二輪車		8,483	5,762	14,245	17,170	38,597	11,527	11,424	3,846	15,270	26,634	7,796	34,430	131,239	
	軽二輪車		8,665	5,530	14,195	17,987	34,726	11,918	10,133	3,716	13,849	26,245	6,671	32,916	125,591	
二輪車計		17,148	11,292	28,440	35,157	73,323	23,445	21,557	7,562	29,119	52,879	14,467	67,346	256,830		
総合計		607,843	398,227	1,006,070	1,029,334	1,713,673	802,966	698,230	233,021	931,251	1,257,812	397,811	1,655,623	7,138,917		

前月	両数	318	314	632	517	1,105	276	348	95	443	160	-39	121	3,094
対比較増減	%	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
前年同月	両数	764	804	1,568	-743	4,125	-1,528	768	-558	210	1,392	-1,596	-204	3,428
対比較増減	%	0.1	0.2	0.2	-0.1	0.2	-0.2	0.1	-0.2	0.0	0.1	-0.4	0.0	0.0

登録自動車数	299,610	216,176	515,786	531,327	1,000,692	407,609	371,040	116,347	487,387	694,274	226,435	920,709	3,863,510
検査対象自動車数	308,093	221,938	530,031	548,497	1,039,289	419,136	382,464	120,193	502,657	720,908	234,231	955,139	3,994,749
軽自動車数	299,750	176,289	476,039	480,837	674,384	383,830	315,766	112,828	428,594	536,904	163,580	700,484	3,144,168